

令和元年11月定例会 防災対策特別委員会 (事前)

令和元年11月28日 (木)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○徳島県復興指針(案)について(資料1-1, 資料1-2, 資料1-3)

折野危機管理部長

危機管理部から11月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の防災対策特別委員会説明資料に基づき、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。一般会計の補正予算額は、総括表の最下段の計欄、左から3列目に記載のとおり、2億8,666万6,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、499億3,812万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、危機管理部における補正額でございますが、総括表の1番上、左から3列目の欄に記載のとおり、4,230万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、13億1,864万4,000円となっております。

2ページをお開きください。部別主要事項説明を御説明申し上げます。まず、危機管理政策課でございます。防災総務費の摘要欄の①のア、令和元年台風第15号及び第19号救援対策費では、台風第19号等による被災地を支援するため、現地への職員派遣等に要する経費として、3,400万円の補正をお願いしております。

次に、とくしまゼロ作戦課でございます。防災総務費の摘要欄①のア、災害時救援物資整備事業では、被災地に提供した備蓄物資の補充に要する経費として600万円、社会福祉総務費の摘要欄①のア、災害見舞金として180万円、とくしまゼロ作戦課合計で780万円の補正をお願いしております。

次に、安全衛生課でございます。環境衛生指導費の摘要欄、①のア、令和元年台風第15号及び第19号被災者受入支援事業費では、台風第19号等の被災者が、本県の県営住宅等へ入居するまでの間に宿泊施設を利用する場合の経費として、50万円の補正をお願いしております。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、1点、御報告を申し上げます。徳島県復興指針(案)の概要についてござい

ます。お手元に御配付の資料1-1を御覧ください。当計画につきましては、9月議会で素案をお示しし、県議会及び徳島県復興指針検討委員会での御論議と、パブリックコメントでの県民の皆様からの御意見を踏まえ、最終案を取りまとめたものでございます。主な修正内容につきましては、資料中段の3指針の構成及びパブリックコメント等の主な意見反映状況を御覧ください。(1)第1章、徳島県復興指針の目的等に平時・災害時という状態や時期の垣根を取り払う「フェーズフリーの考え方」、(2)第2章、復興のプロセスに「復興を担う幅広い人材の育成」、(3)第3章、復興へ向けた条件整備に「被災事業者台帳の作成及びその共有による支援の推進」と「3Rによる災害廃棄物の減容化対策」、(4)第4章、復興へ向けた分野別の対策に「応急仮設住宅等建設用地選定時におけるコミュニティ維持の観点」と「災害ケースマネジメント導入に向けた環境づくり」、「平時からの様々な取組を通じた、地域情報の可視化、共有化」を追記いたしました。

4、今後のスケジュールといたしましては、今議会での御論議を経て、年内に策定公表したいと考えております。詳細につきましては、資料1-2、徳島県復興指針(案)[概要版]、資料1-3、徳島県復興指針(案)を御参照ください。

以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

仁井谷保健福祉部長

それでは、保健福祉部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。横置きの委員会説明資料にお戻りいただきまして、1ページ目でございます。表の上から2段目、保健福祉部関係でございます。左から3列目、補正額の欄に掲げておりますとおり、572万1,000円の増額の補正をお願いしたいと考えております。財源は、右側に書いていますとおりでございます。括弧内にありますように全て一般財源でございます。

3ページをお願いいたします。内容でございますが、右上の欄でございます。令和元年台風第15号及び第19号救援対策費というものでございまして、被災地から保健師チーム、DHEATの派遣要請があった場合に、直ちにチームを派遣できるように、職員の旅費、あるいは現地での活動のためのレンタカー、携帯電話の借上げ代などについて、備えとして計上させていただきたいというものでございます。保健福祉部関係の提出予定案件は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

森口農林水産部副部長

それでは、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総括表でございますが、表の中ほど、農林水産部の一般会計につきまして、補正額欄に記載のとおり、2,000万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、135億7,336万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、5ページをお願いいたします。部別主要事項について、御説明申し上げます。森林整備課でございます。2段目の治山費、摘要欄①のア、山地災害危険地区緊急点検事業につきましては、台風第15号及び第19号をはじめとする一連の豪雨・暴風により、東日本を中心に甚大な被害がもたらされたことを踏まえ、地域住民の安全な避難路の確保等に向け、山地災害危険地区において避難路となる農道、林道等の周辺や防災重点ため池上流部

の堆積土砂や流木の状況及び電線等を切断するおそれのある危険木の有無等の緊急点検を実施するための経費として、2,000万円の増額をお願いしております。

次に、10ページをお願いいたします。繰越明許費の追加でございます。この度、補正予算をお願いしております森林整備課の治山維持補修費について、2,000万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。提出予定案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

谷本県土整備部副部長

それでは、お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から4段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備部におきましては、2億1,500万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、316億1,304万7,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載しております。

6ページをお開きください。このページから8ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

7ページを御覧ください。まず、河川整備課におきましては、堤防機能のより一層の安全度の向上を図るため、支川合流部や狭^{きょうさく}窄部等における既存堤防の緊急点検の実施や、ファミリータイムラインの普及拡大の加速化を図るため、作成支援に要する経費として、合計1億5,500万円の増額をお願いしております。次に、砂防防災課におきまして、土砂災害警戒区域での避難場所、避難路の詳細調査に要する経費として、6,000万円の増額をお願いしております。

11ページをお開きください。繰越明許費でございます。まず、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。追加分の合計は表の右から2列目の欄に記載のとおり、6,000万円となっております。

12ページをお開きください。次に一般会計の変更分といたしまして、さきの9月議会で、御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載しております。変更分を反映した補正後の合計は、表の右から2列目の欄に記載のとおり、1億6,400万円となっております。これらの事業につきましては、建設現場の働き方改革をより一層推進するため、年度をまたがる適正な工期の確保を可能とする繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。今後とも、早期執行、年度内執行に向け、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

13ページを御覧ください。このページから14ページにかけては、その他の議案等といたしまして、請負契約でございます。ア、一般国道439号道路改築工事落合2号トンネル及び14ページに記載のイ、山城東祖谷山線緊急地方道路整備工事京田トンネルに係る請負契約につきましては、一般競争入札により、それぞれ資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東條副教育長

それでは、教育委員会の案件につきまして、御説明を申し上げます。お手元の説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり364万5,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、13億7,929万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをお開きください。課別の補正予算の内容について御説明申し上げます。まず、福利厚生課でございます。

福利厚生費の①令和元年台風第15号及び第19号救援対策費におきまして、台風第15号及び第19号の被災者に教職員住宅を提供するため、受入れ施設の修繕等に要する経費といたしまして、164万5,000円を計上いたしております。

次に、学校教育課でございます。教育指導費の①令和元年台風第15号及び第19号救援対策費におきまして、被災児童生徒の転入学に係る就学支援に要する経費といたしまして、200万円を計上いたしております。

以上、11月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきましての御説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。それでは質疑をどうぞ。

山西委員

私から何点かお尋ねをいたします。まず、先般の台風第15号、19号では、各地で甚大な被害が発生をしております。本県でも決して他人事ではないということで、早速、対応策を今回の予算に計上していただいたと思っています。率直にそこは評価をしたいと思います。そこで、今回豪雨災害に即応をした緊急対策について詳細をお尋ねをしてみたいと思います。まず、河川堤防緊急点検事業であります。この事業の概要について簡単で結構ですので、御説明をお願いします。

披田河川整備課副課長

河川堤防緊急点検事業についての御質問になります。本県では、これまで平成30年7月豪雨を踏まえました昨年度の9月補正により、河道内の治水上著しく支障となる樹木の伐採を進めまして、これに続く今年度当初予算では、過去最大規模の県単維持補修費を計上いたしまして、河川の掘削であるとか、樹木の伐採など即効性の高い流下能力の向上を図る対策を行ったところでございます。

併せまして、本県からの提言により創設されました、防災減災国土強^{きょうじん}靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用いたしまして、流下能力の向上のため、集中的な河道掘削に取り組んでいるところでございます。

この度の令和元年台風第19号におきましては、13都県で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な豪雨を経験しまして、堤防決壊に至る事態が同時多発的に発生してございます。今回の台風により、全国で被災を受けた中には支川の合流部であったり、^{きょうさく}狭窄部において長時間の洪水による堤防への浸透というのが進行した結果、決壊に至ってしまうという事例がございました。これを教訓といたしまして、まずは、堤防決壊により甚大な被害が生じる恐れのある洪水予報河川とか、水位周知河川、これらは県内16河川を指定しているところですが、その内の堤防を有する11河川の支川合流部や^{きょうさく}狭窄部において、土質調査や解析を行いまして緊急点検を行ってまいりたいと考えてございます。

山西委員

16河川ある内の11河川について今回点検をするということで、調査したら結果が出るとは思いますけれども、結果は不安をあおることがないような形で、基本的には公開をするべき、そして、住民の皆さん方と共有すべきだというふうに思います。今日課長が出席されていないので質問は控えておきますが、是非しっかり検討していただいて、できれば公表する方向でしていただきたいというふうに思います。

もう一つが、土砂災害警戒区域避難路等調査事業ですが、こちらについても簡単で結構ですので概要をお願いします。

山名砂防防災課長

山西委員から土砂災害警戒区域避難路等調査事業について御質問を頂きました。去年の7月豪雨や今年の台風第19号など、全国的に避難しなかったことでの被災、避難途中での被災というふうなものが課題になっているところでございます。これらの被災につきまして、土砂災害からの被害を防ぐために避難場所とか、避難路などを事前に正しく理解していただきまして、災害の発生した時には、住民の方が適切な避難行動が取れるよう、また、避難行動中や避難後の被災というものを防ぐために避難場所、避難路のハード対策による保全とハザードマップなどの活用をはじめとするソフト対策による防災知識の普及啓発の一層強化を図る必要があると考えております。

今回の調査におきましては、土砂災害警戒区域、今年中の指定について頑張っているところでございまして、警戒区域が1万2,368か所でございますが、この1万2,368か所の中に避難場所、それから避難路がどのように配置されているのかを調査いたしまして、それと併せまして実際ハード対策がどの程度終わっているのかということも考えながら、今後必要となってくるハード対策の検討を行いますとともに、土砂災害警戒区域と避難路、避難場所の位置関係など得られたデータを市町村に提供することによりまして、ハザードマップの作成、公表、促進をさせるなどのソフト対策の充実を図りたいというものでございまして、今回新規事業として提案させていただいているところでございます。

山西委員

質問しようと思ったら全部答えていただきましたけれども、市町村に共有をして結果を出していくということでございますので、それと1万2,000か所余りを調査するというところでございました。よく分かりました。是非進めていただきたいと思います。

最後に山地災害危険地区緊急点検事業であります。これについてもこの事業の概要と点検箇所数も併せてお答えいただきたいと思います。

朝倉森林整備課長

山地災害危険地区緊急点検事業の概要についてでございます。これまで山地災害危険地区の点検は、公共施設や人家等に被害を及ぼす森林を重点的に行ってまいりましたが、台風第15号、19号の影響で東日本を中心に山地災害による人家等への被害だけでなく、道路寸断や倒木による電線通信線の切断、更には集落の孤立が発生しております。東日本の災害を教訓に、これまでとは違う切り口での災害対策として、地域住民の安全な避難路の確保等に向けた事前防災に取り組むため、避難路としての機能を持つ、農林道等の周辺及び防災重点ため池上流部の山地災害危険地区400か所におきまして、異常堆積した流木や土砂、林内のクラック、倒木や浮石、電線通信線を遮断させる恐れのある危険木等の有無につきまして緊急点検を行うこととしており、その経費として、11月補正で2,000万円をお願いしております。なお、点検箇所につきましては、徳島市をはじめ18市町村で、内訳としましては東部圏域で131か所、南部圏域で126か所、西部圏域で143か所でございます。

山西委員

この結果についても公表の有無についてお伺いしたいと思います。

朝倉森林整備課長

点検結果につきましては、関係市町村、関係住民及び関係機関と情報を共有いたしまして、必要な対策を講じることで、県民の皆さまの安全・安心の確保に向けた対策を強化してまいります。

山西委員

よく分かりました。基本的に私は、結果は公表するべきだと思いますが、ただ、いたずらに住民の方々の不安をあおるということはあるのではないというふうに思いますので、そのあたりを市町村としっかりと連携をして、せっかく調査するのですから、それを防災減災対策に生かしていくということで、速やかに事業を執行していただきたいということをお願いをして質問を終わりたいと思います。

達田委員

今、御説明を頂きました予算なんですけれども、台風第15号及び第19号の救援対策費ということで、各部にわたっていろいろ計上されているのですよね。被災をされた方に非常に心強い対策だと思うんですけども、今現在、徳島県においている、そして徳島県が支援をしているという方は実際にいらっしゃるのでしょうか。

坂東危機管理部次長

現在、今回の台風第15号及び第19号の被災によって、徳島県にお越しになっている被災者の方はおりません。

達田委員

そうしますと例えば、住宅でありますとか、いろいろな生活の支援とか、これはいつまで、期限はあるのでしょうか。

坂東危機管理部次長

今回の補正につきましては、単年度の事業ということになりますので、今後生活困窮が長引けば、それに対する対策というのは別途検討することになっております。基本的には今年度の対応ということで考えております。

達田委員

こういう支援は、一応、何家族、何人というような設定をされているのでしょうか。こういう災害が起きた場合に、いつもこういうような体制で、いつでも来ていただけますよという状況が、今後も続いていくのでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。

金井危機管理部副部長

委員からこういった事業をこれからどうしていくのかという御質問でございますが、東日本大震災の時も被災者受入事業を実施して、人数は把握しておりませんが、何家族か来ていただきました。こういった大きな災害があるたびにこうした提案はしていくべきだと思いますので、県としてはその都度こういった事業に取り組んでいきたいと考えております。

達田委員

こうした予算は非常に大事だと思いますので、十分な支援ができるようにということでお願いしておきたいと思います。

今回頂きました徳島県復興指針(案)なのですけども、この中で219ページからライフライン施設の復興ということが記載されております。私は、さきの委員会で電柱電線の地中化というのは、どういうふうにされていくのですかということで、お尋ねしたのですが、今回は、ABCで書かれておりますCの部分なのですけれども、水道等の拡充整備ということでお尋ねしたいと思います。台風とか地震とか、大きな災害がある時に、とにかく生活の水、飲み水も無いというようなことで、給水車に並んでいるような状況をよく見るのですけれども、徳島県内で水道等が災害があっても心配ないというような状況にするためには、古い水道管の耐震化であるとか、きちんとした対策が必要だと思うのです。ここにも書かれておりますが、今、徳島県内の上水道の水道管の耐震化というのはどうなっているのでしょうか。

山本安全衛生課長

徳島県内におきます水道管の耐震化の状況でございますけれども、平成29年度末におきましては、導水管、送水管、配水本管を指します、基幹管路の耐震化適合率は22.6パーセント、全国順位でいいますと46位という状況になっております。水道施設の耐震化を進め

ます方策としましては、国の助成制度の充実強化が必要であると考えております。国に対しまして様々な採択基準補助金の採択基準の緩和でありますとか、補助率の引上げにつきまして政策提言を行ってきたところでございます。このような中におきまして、県の提言が反映される形で、昨年12月に防災・減災、国土強^{きょうじん}靱化のための3か年緊急対策ということで水道施設の耐震化の推進や土砂災害、浸水被害対策が新たに補助対象になったということでございますので、これを積極的に活用して水道施設の耐震化を加速させていくというふうに、県としても進めていきたいと考えているところでございます。

また、昨年3月に策定しました徳島県水道ビジョンにおきましても、発展的広域化によります運営基盤の強化ということを掲げておりまして、県が推進役となりまして施設の強^{きょうじん}靱化、さらに水道事業の基盤強化を図っていきたいと考えておるところでございます。

達田委員

災害の対策といいますと地震とか、大水とかに対して、とにかく逃げてくださいというような対策もあります。ただ、水道の場合は整備をしないことには水が途絶えてしまうということで、命の水ですので漫然と今までどおりの対策を行ったのでは、いざという時に水が止まってしまう心配が大きいと思うのです。何か節目で大きく事業を進めていく対策が必要でないかと。そしてもっと早くできるように目標を決めて進めていく必要があると思うのですけれども、そのネックになっているものは何なのか。そして、県としてどういうふうに目標を持って進めていこうとされているのかお尋ねしておきたいと思えます。

山本安全衛生課長

耐震化が進まない状況につきましては、水道事業体の各市町村で運営基盤があまり強くないということもございます。水道料金による収入につきましても、各事業体におきましては耐震化でありますとか、管路の更新、浄水場といったものの更新の部分を住民に負担を願うといったところがあり、その御理解を市町村議会の中でも通していかなければいけないということもございまして、住民の理解を得ながらということでも徐々にそういったものも含めた水道料金の設定を考えておるといふふうには聞いております。

繰り返しになりますけれども、県としましては、政策提言の中で国にこういった地方のいろいろな事業体が耐震化等、更新の方針を進めていく中で必要な補助金等につきまして、補助率や交付率の引上げといったものを引き続き提言していきたいと考えておるところでございます。

達田委員

老朽管が非常に多いという状況だとお聞きしているのですけれども、逆に言えば、上水道というのが早くから普及していた。そういう一面ではあると思うのです。ですから今、古くなって取り替えないといけないということだと思っておりますけれども、市町村だけの力ではとてもやっていけないということもあると思えます。徳島県は、非常にきれいな水、おいしい水に恵まれておりますので、そういう面であまりに水道料金が高くなりますと、住民負担が非常に厳しいという状況があります。ですから、その間で、本当に住民負担を大きくしないで、水道管の耐震化をきちんとしていくという対策が必要だと思っております。

ですから、市町村の力、それから国からの支援というのが1番大きいと思いますので、今後とも是非、力を入れて要望していただきたいと思います。

ちなみにお伺いしたいのですけれども、耐震化率が高い自治体、低い自治体のワースト3とベスト3というのが分かりましたら教えていただきたいです。ベストに学びたいという意味でお聞きしたいと思います。

山本安全衛生課長

県内の耐震化率、市町村別の進んでいるところ、遅れているところでございますが、基幹管路につきましては、上位から言いますと、北島町、板野町、徳島市の順番になっております。耐震適合率の低いところになりますけれども、阿南市、藍住町、つるぎ町の順番になっております。さらに、浄水施設につきましては、耐震化率の高いところで言いますと、小松島市、松茂町、板野町の順番になっております。低いほうになりますと、鳴門市、阿波市、三好市、美波町、海陽町、北島町、上板町、石井町、つるぎ町、東みよし町が同率でワースト1ということになっております。配水池につきましては、上位が海陽町、松茂町、石井町が同率でベスト1、下位になりますと小松島市、美波町、板野町、上板町、東みよし町が同率でワースト1ということになっています。

達田委員

私が住んでおります所も非常に耐震化率が悪いということで、昔から問題にされているのですけれども、どういうふうにしていくかというのが大きな課題だと思うのです。徳島県復興指針(案)の中に、準備する事前復興というのが書かれているのですが、危機・商工・県土・企業局にわたって書かれていますけれども、県及び市町村が管理するライフライン施設の架設埋設状況をあらかじめ把握しておくというようなことで書かれています。ライフライン施設については、県及び市町村が地域の特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか、あらかじめ検討しておくというふうに書かれています。

これに基づいて、県がきちんと強化をどうしていくのか、中長期的な問題点の改良等をどのように考えていくのかという具体的なものというのは、今示されているのか、お尋ねしておきたいと思います。

西沢委員長

小休いたします。(11時11分)

西沢委員長

再開いたします。(11時11分)

山本安全衛生課長

水道に関する県の取組に関しましては、地震防災対策行動計画の中におきまして、水道施設耐震化計画等の策定の推進をうたっております。この中で、水道普及対策の促進も含めて取り組むことにしております。平成22年度までに全市町村において、計画の策定が

完了しているという状況でございます。今後も、交付金の活用を含め、国への政策提言の中で補助率の引上げ等を提言していきたいと考えておるところでございます。

達田委員

ここで書かれておりますのは、市町村だけではなく、民間事業者が管理運営を行うライフライン施設についてもというふうに書かれております。ですから、県民が生活する上で欠かせないライフライン施設全てについて県がきちんと把握をして、今後どうしていくのか。復旧復興の基本方針というのをきちんと示しますというようなことが書かれているのですけれども、県民が見てこういうふうにやってくれるんだなというのが分かるような方針を示していただいて、指針に基づいて具体的にどうなっていくのかというのが分かるような情報を県民にきちんと示せるようにしていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

もう1点なのですけれども、こうした様々な災害があったときに避難所がどういうふうな状況であるかということで、災害関連死が多いか、少ないかというようなことが、ずっと議論もされてまいりました。こういうような中で水道だけに限らず、この水回りの施設というのを被災者がどういうふう利用できるか、トイレあるいは、お風呂とか。そういう所がきちんと整備できているかどうかというのが大きな問題だと思うのですけれども、先日、台風第19号の時にテレビ等で拝見いたしますと、暑い時期でなかなかシャワーとか、お風呂とかも入れなかった。そういう中でボランティアの方がお風呂を運んで来てくれて本当にありがたかったというようなお話も聞いたことがございます。徳島県の場合、もし、あのような被害が出て避難所に皆さんがいなければいけないという状況になったときに、お風呂なんかはどういうふうにされるのでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、達田委員から避難所におけるお風呂・シャワー等々の施設についての御質問を頂きました。避難所におきましては、健康的な生活を保障するためにお風呂・シャワーなどの入浴施設の整備も望まれているところでございます。今年の台風第15号、19号におきましても、関東のほうでは断水が多数発生したということで、民間企業から限られた水を繰り返し使うような循環型の屋外シャワー設備等の貸出等があったという報道があったようでございます。これにつきましては、鎌倉市に2台、長野市に14台貸し出されまして、避難所の方々に快適なお風呂・シャワーを取り入れていただけたと聞いております。

今回、徳島県のほうで同じようなことが起こった場合でございますけれども、今、現時点での避難所におけますシャワー等の整備数につきましては、把握しておりませんが、こういった災害時にも使用できるようなシャワー設備等につきましても、とくしまゼロ作戦緊急対策事業におきまして、市町村から申請等がございましたら連携して整備することが可能と考えてございます。

達田委員

避難所があまりにも住んでいた家と違うために、体育館の固い床の上で寝なければいけないということで、真冬であれば寒い、夏であれば暑い。こういうところで辛抱しなけれ

ばいけないということで、これまで劣悪な環境の中で災害関連死というのがずっと起きてきたわけなのです。しかし今、避難所での生活の質というのが問われている時代になっていると思います。特にイタリアの避難所がどういうふうであるかということが、今話題にされておりますけれども、災害があつて避難をした場合に、イタリアではすぐに美しいトイレが4時間以内に届くということなのだそうです。トイレとともに1,000人分の温かい食事を提供できるキッチンカーが届けられて、その上簡易ベットも届けられるというようなことなのだそうです。日本の避難所の在り方と大きく違うんですけれども、ネットなんかで見ましても、そういうところを見学してきましたというようなことで、あっちこっちで出ているのですが、特に食事の内容も違う、冷たいおにぎりとかパンだけでなく、非常に温かい料理も食べさせていただいて、最後にはワインも出てくるというようなことで、家庭に居るのと同じような環境を確保する。災害関連死は、日本では起きていますけれども、イタリアなんかでは、そういうふうなことが精神的な面でより支えになっているというようなことです。

ですから、トイレがあつたらいい、水が出ればいいというようなことではなくて、生活の質を落とさないような工夫をどういうふうにしていくのかというのを、皆で考えていかなければいけない時代になっていると思うのです。これだけ災害が多く起きている現状です。是非、徳島県においては避難所であっても生活の質というのは絶対に落とさない。災害関連死を無くすというのじゃなくて、生活の質を高めれば関連死というのは無くなっていくと思いますので、そういう方向で是非、今後検討していただきたいし、復興指針の中にそういうことが書き込まれていくように、是非、お願いをしておきたいと思います。その点、御答弁をお願いして終わりたいと思います。

坂東危機管理部次長

避難所の質の向上ということも含めて復興指針の中でということでのお話を頂きました。復興指針の中では、今回、避難所の選定もちろんあるのですが、フェーズフリーという考え方で、避難の在り方というものについても避難所で避難をすること、もちろんそれが一つ、家を失ったような方であれば避難所で避難をすることになりますけれども、例えば耐震化を進めるということで、在宅避難をされるというふうなことも一つの選択肢としてこれから出していかないといけないのかなと思っております。もちろん避難所に関しては、スフィアプロジェクトという形で国際基準の研修というものを我々やっております。その中で質の向上、それから具体的には例えば、トイレであれば20人に一台、男性と女性の比率は1対3、そういうふうな細かい基準というのも決まっています。

ただ、それが全て当初から満たされるわけではありませんので、スフィアの中ではそれに加えて人道的な支援というものの考え方、権利としての尊厳なる避難というものをうたっております。我々もそういうものを住民の方々にも、啓発をしているところであります。

復興指針の中で、先ほど少し申し上げましたけども、フェーズフリーという考え方の中でいろいろなリソース、避難所においてもそうですし、在宅の場合もそう。いろんな広域の支援ということも含めて、これからフェーズフリーという考え方についていろいろな場面で、平時から使えるものというのもどんどん増やしていくと考えておりますので、委員からの御提案についてもその都度取り組んでいきたいと考えております。

仁木委員

何点か質問させていただきたいと思います。まずは、補正予算ですが、勉強のために教えてもらいたいのですけれども、台風第15号、19号の被災者受入支援費というのが3点ほどあるかと思うのですけれども、これというのは、財源の内訳というのはどんな感じなのか教えてください。県単なのか、国庫なのか教えてください。

山本安全衛生課長

被災者の受入支援事業費の財源でございますけれども、県単独でございます。

仁木委員

単純に考えて、質問なのですけれども、例えば、台風第19号の場合であっても災害救助法が適用されている自治体があると思います。災害救助法が適用されている自治体から、こちらに受入れした場合は、後で国庫の支援というのではないのでしょうか。そこを教えてもらいたいのですけれども。

金井危機管理部副部長

災害救助法が適用になった市町村におきましては、その市町村内で応急仮設住宅を建てる場合や住宅の応急処理などは対象となりますが、被災者が、例えば県外の徳島に来た際にはそういったものはございません。

仁木委員

自治体にのみ適用ということで理解できました。もう1点なのですけれども、この受入れの予算の部分で、例えば三つあったと思うのですけれども、安全衛生課の部分と、あと二つが福利厚生課と学校教育課だと思うのですけれども、大体、受入れるための改修の予算なのかなということで、端数というのはあまりないのですが、福利厚生費の164万5,000円というのは、どんな内容なのか、教えていただければと思います。

藤本施設整備課長

ただいま、今回の補正予算で計上されております台風被害の被災者の生活支援対策ということで、福利厚生課で計上しております予算の内容ということの御質問でございます。教職員住宅の一部を一時的に無償で使用していただくということでございまして、教職員住宅7戸分の内装の修繕費でありますとか、あるいは設備、照明器具、ガス器具、エアコンとかの器具の費用ということで、7戸分で164万5,000円ということで、一戸あたり23万5,000円の内容となっております。

仁木委員

受入れがある場合に、三つについては予算を執行されるのか、それとも、そうではなく受入れがなかったとしても予算執行されるのかということをお教えいただきたいと思うのです。というのが、数字を見たら具体的な数字は教育委員会さんは出していると思いま

すが、他課は50万円なり、きちんと揃えられているので、受入れがないのだったら執行しないのかなと疑問がありますので、そこらあたりを各課がどのようにされるのか教えていただきたいと思います。

山本安全衛生課長

安全衛生課分の被災者受入支援事業費でございますが、県営住宅等への受入決定後、すぐに入居できないといった状況がございました時に、旅館ホテル等で宿泊していただくと。そういった宿泊費、食費を含めての補助ということでございますので、受入れがない場合には、執行しないということになってございます。

藤本施設整備課長

福利厚生課の予算におきましても、受入れの予定があれば戸数に応じて執行するという予定でございまして、それがなければ執行しないということでございます。

仁木委員

せっかく補正予算が出ているところもあると思いますので、ほかの委員さんもいろんな意見があると思うのですが、一つの意見とすれば、受入れがなくても、入れないところを入れるように改修をするということもあると思うのです。柔軟に予算についても対応されたらどうかなというの、一つ意見として述べさせてもらおうかなと。せっかく予算計上されているのでということがありますので、ということを申し述べたいと思います。

続いて、お聞きしたいのが、前回から続いております津波避難タワーに避難された方が、津波が引くまでの間、達田委員さんもおっしゃっていましたが、上のほうで一時的に何時間か、何十時間かいられるような形を作らなければいけないという流れから、その場合については、備蓄倉庫などがありますというような、やり取りがあったと思うのです。その中で、私が気になっていましたのは、前回から引き続いてなんですけれども、津波避難タワーに付随されています備蓄倉庫、防災倉庫等々の位置状況の把握などをされておりますかというところを御質問させてもらい、調査をさせていただいておると思っております。前回まで、津波避難タワーには備蓄倉庫が全てであるというような前提の話でありましたので、その点どうだったかというのを教えてもらいたいなというのと。

もう1点については、備蓄倉庫等々が津波に対してはどのような場所にあるのかというところを教えていただければと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、仁木委員から津波避難タワーにおける備蓄の状況、その他の倉庫の場所、津波に対する安全性ということで御質問を頂いております。まずは、前回から御質問を頂いております津波避難タワーにつきまして、その後、我々のほうで調べておりました。その対象としましたのが、市町村が指定しております指定緊急避難場所が1,981か所、指定避難場所1,094か所、合計3,075か所につきまして、飲料水、食料等の保管状況を調査したものでございます。

調査の結果でございます。市町村が食料、水を備蓄している場所につきましては539か

所ございまして、その内の218か所が津波浸水想定区域内の中にあり、その約8割を占めます173か所につきましては、既にかさ上げなどによりまして浸水高以上となるような対策が図られているところがございます。残る45か所につきましても、市町村と連携を進めまして対策を進めてまいりたいと考えております。

その中の県内11か所でございます津波避難タワーの状況でございます。飲料水を備蓄している津波避難タワーは、11基のうち3基でございます。3基とももちろん浸水高以上での備蓄となっております。なお、飽くまで今回の調査は津波に対してということでございますので、今後倉庫等につきましても進めてまいりたいと考えております。

仁木委員

11基の津波避難タワーのうちの3基の津波避難タワーについては、防災倉庫があって、これも避難して、上部のほうにあるということでありまして、津波避難タワーについては、前回までの議論の中では備蓄倉庫があるというような前提であったように思っています。残りの8基のタワーについても防災倉庫の設置は、市町村がやるべきなのでしょうけれども、その点連携を組んでいただいて津波避難タワーにおける防災倉庫の設置というのを完了していくべきでないかなと思っておりますので、御協力いただければと思っております。

もう1点については、津波浸水想定区域内に防災倉庫があるということなのですが、これからは、危機管理の部分でいえば、津波に限らず様々な災害など、想定されることがあると思えますし、必要性はあると思えますから、ここについては十分必要性も含めて、必要がないというようなことでなくて、必要性があると思えますから。その点を柔軟に、数字について妥当性を見直していただきたいと思っておりますので、自治体との協力等々もよろしく願いできればと思っております。

最後に一つですけれども、昨日、徳島新聞にも記事がありましたけれども、まちづくりと防災の両立というのが取り上げられておりましたけれども、今、立地適正化計画等々、コンパクトシティとか、まちづくりの計画というのを各市町村でされていると思えます。私の地元で恐縮ですけれども、阿南市においても立地適正化計画というのをやっていっているというような状況があるのですけれども、まず立地適正化計画を定めるに当たっては、県の立ち位置とは、どのような形でされているか。いわゆる県を通じて国との協議というのがあると思うんですけど、どういう仕組みで立地適正化計画を市町村は作っていくかというところのうったてを教えてくださいたいと思えます。

森都市計画課長

ただいま、仁木委員から立地適正化計画について県の関わりということで御質問を頂きました。都市におけるまちづくりにつきましては、高齢者や子育て世代にとって安心して快適な生活環境であるとか、財政面・経済面において持続可能な都市経営を実現するまちのコンパクト化が求められている状況でございます。国におきましても、コンパクトシティの推進を重点施策と位置付けまして、立地適正化計画の作成への支援をはじめ、立地適正化計画に適合する事業への予算の重点配分とか、交付金の国費率のかさ上げなどを行っているところがございます。県としましては、立地適正化計画制度の活用には多くのメリッ

トがあると考えておりまして、計画の策定の主体である市町に理解を深めてもらうためにも、都市計画区域の市町を対象に都市計画の戦略調整会議というのを開いておりまして、そういった機会を通じまして説明を行ってきているところでございます。

仁木委員

国に上げる時は、県がある程度入り込んで検討してから上げると思うので、ここは県も噛んでいかななくてはいけないと思っておるところなのです。浸水区域に阿南市が書かれておりますけども、この居住誘導区域を設定するには条件が確かあったと思うのです。それが市街化区域内ということと、もう一つが駅を中心としたということ。これが一つのネックというか、こういう問題が起こってくる一つの要因になってくると思うのです。その前に、市街化区域や調整区域が設定されていますけど、そのいわゆる線引きというところが、現況と一致していないというところがあるのです。市街化が進んでいるけれども、そこは調整区域ですよ。根本の居住誘導区域を設定するという指針の中にある市街化区域や調整区域というところの縛りが人の流れとか、現況とかい離しているという部分というのは一つあると思うのです。ですから、立地適正化計画を作成する際に、国の指針はあるのでしょけれども、根本の都市計画の見直しというところをある程度円滑にしていかないと市街化区域であって駅周辺という場所は決まってしまう。

そこでは、浸水をしているという所があるわけですよ、阿南市は。ですから、そこらあたりを考えなければいけないのかなと思うのですけども、こうしてほしいというのが具体的には無いのですけど、コメントとして率直に考えて、今言っている事はどう思われますか。

森都市計画課長

ただいま、仁木委員から市街化区域の設定等につきまして御質問を頂きました。元々の都市計画に関しましても、例えば阿南市であれば那賀川とか桑野川、そういったところに平野部があるというところで、市街化が形成されていっているという状況でございます。この度も台風第19号等で浸水エリアが、そういった市街化区域であるとか、居住誘導区域に重なる部分があるというところで、どうしても制度上仕方がない部分もあると思うのですけれども、そういったエリアについて十分検討するように市町とは協議をしてマスタープランの作成とか、立地適正化計画を策定するときに十分協議をしておりますので、そういったところで市町の御意見も十分伺っているところでございます。

仁木委員

私も引き続き勉強し、調査していきたいと思しますので、また、今後とも御指導を頂ければと思います。

西沢委員長

津波避難タワーの件なのですけれども、11基ですか。今県内に何基ですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

県内に設置されております津波避難タワーにつきましては、11基でございます。

西沢委員長

この前言いましたよね。高知県と同じような市町村の負担がゼロ、これができないかって。できるような雰囲気と言いましたよね。確認です。するのですか。市町村負担ゼロで津波避難タワーを造ること。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、高知県での実質市町村負担ゼロという施策につきまして御質問を頂きました。高知県では平成25年から平成30年にかけて、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金という事業で実施しております。こちらの事業につきましては、市町村が設置する防災目的基金、基金の処分を防災目的に限定したものでございますが、この基金への積立てに必要な経費としまして、高知県から交付しているものでございます。市町村が補助事業や単独事業により実施する事業に、地方債、緊急防災減災事業債等を充当した後の市町村の実質負担相当額を防災目的基金への積立経費としております。これにつきましては、市町村の防災減災事業に対して直接高知県が補助しているわけではなく、飽くまで基金に充当しているということでございます。

本県の支援につきましては、市町村が実施します津波避難タワーなどの整備に際し、国補助事業や交付金事業を活用する場合に、県のとくしまゼロ作戦緊急対策事業から補助ができることとしております。

西沢委員長

同じようにできるのですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

実質ゼロとまではいきませんが、今のとくしまゼロ作戦緊急対策事業におきましては、一箇所当たり500万円につきまして、市町村での負担部分に充当するという形で制度設計させていただいております。ただ、国の事業の対象とならないような小規模で多様な取組に対しても、このとくしまゼロ作戦緊急対策事業におきましては、きめ細やかに補助をしているところでございます。

西沢委員長

他のことはいいです。聞いたことだけ答えてくれたらいいです。高知県のほうは国が7割負担で、県が3割負担ということで、市町村負担ゼロというふうに聞いていますけれども、だから同じようにできますかと、この前聞きましたよね。できるようなことを言っていたので確認したのです。今までは県から500万円と聞いております。でも、1億5,000万円から2億円くらい掛かる。そういう中で500万円ですからたいしたことないですね。やはり、同じようにはできないという意味でしょうか、結論だけでいいです。

金井危機管理部副部長

高知県と同様にできるのかどうかということでございます。先ほども申しましたが、高知県の場合を紹介させていただきますと、津波避難タワーは110基で、津波避難ビルは394か所。徳島の場合は津波避難タワーが11基と、津波避難ビルは9,106か所。9,106か所というのはかなり多いということで、徳島県の場合は、高知平野と比べまして津波の到達時間が違い、徳島市や小松島市、渭北では逃げる時間はありますので、逆に市街化区域の建物を使った津波避難ビルなどの対策を進めております。それから県南でありますと、津波避難タワーを建てずに、裏山に駆け上がる。

(「ほかのは要らない」と言う者あり)

津波に特化してきめ細やかな支援、外付け階段でありますとか、それも支援してまいりたいと思います。

西沢委員長

できないという話ですね。それだけ聞いているのですよ。他のことを言わなくても大体分かっていますので。ただ、地震が来て逃げると言われたら足の悪い人だっています。特に南のほうの沿岸部は、10分前後ぐらいで来るから、200メートル、300メートルを本当に障害物競走でどれだけ逃げられるかと、そのために海部郡は5基ぐらいですか、何か造っていますけど。県のほうで500万円では、高知県とはあまりにも違い過ぎる。だからこそ聞いたのです。できないという話ですね。できるだけ努力してください。500万円ではちょっとね、1億5,000万円か2億円ぐらい掛かるだろうと。30メートル級の最大の津波避難タワーは数十億掛かるといいます。よろしく頼みます。

次は、ガソリンの件ですけども、これも高知県のほうで聞いたのです。ガソリンが半分になれば、満タンにしておくと、まさかが起こった時にガソリンがほとんど無いという状態を減らしておくということで、できるだけ一気に集中しないように、例えば災害拠点施設だったら非常電源が要ります。それが切れたら大体二日か三日ぐらいで終わってしまいます。その燃料を確保するためには、皆さん方が急に入れなくてもいけるような対策を少しでもとっておくべきだ。そのためには、例えば皆がガソリンが半分になったら満タンに入れておくという運動すれば、少しでもましになり助かのではないかなという中で、高知県のほうは運動しているみたいですが。徳島県のほうはどんな状況ですか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

高知県での満タン運動について御質問を頂いております。委員長の御説明の中にありましたように、非常時にはもちろんガソリンスタンドが被災したり、交通網の混乱で燃料が入手困難な事例も多数出ております。高知県のほうでも、おっしゃったようにガソリンが半分を下回るような時には満タンにするというように、日頃からガソリンを溜めておきまして、非常時の混乱を少しでも少なくしようということで取り組まれているようでございます。徳島県におきましては、危機管理部の車両につきましては、満タン運動は今現在展開しているところでございます。

西沢委員長

徳島県のほうではやっている、県庁の県関係ではやっている。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

危機管理部の車両につきましては。

西沢委員長

危機管理部だけはやっている。これ、連携運動をやったらどうでしょうか。県が金があるわけではないし。半分かきたらガソリンを入れるんだぞという、みんなの意識。いつ災害が来ても少しでもましになるように入れるんだという意識の改革にもなるのではないかな。だから、そういうことを県を挙げて運動していくと、市町村を挙げて運動していくことをやったらどうですか。

谷口防災人材育成センター所長

災害に対する備えの取組についての御質問かと思えます。県民の皆様の防災意識の向上に向けましては、地域に出向いて実施しております防災出前講座をはじめとする様々な防災講座等を開催し、積極的に防災意識の向上に向けた啓発に取り組んでいるところでございます。中でも災害に対する備えに関しましては、県と自主防災組織、企業等で構成いたします徳島防災県民会議を中心としてFCP、家族継続計画と言いますけれども、FCPの創生について努めているところでございます。

(「余分なことは言わないで」と言う者あり)

分かりました。こういった形でいろいろな普及を県民の方に努めているところでございますけれども、ただいま、委員からお話がありました車のガソリンのこまめな給油につきましては、これまでの災害発生時の教訓からも見ますと、災害に備えるために必要な有効な手段と私どもも認識しておるところでございますので、今後はいろんな機会を捉えて防災センターで我々が行っております講座でありますとか、先ほど申し上げましたFCPの普及などを通じまして、県民の皆様に広く普及に努めてまいりたいと考えてございます。

西沢委員長

会合をやる時にその話をするのじゃなくて、もっと打って出て、徳島のホームページでもいいですけども、広報を出しますよね、徳島県も、各市町村も。その中に全部入れ込んでもらうと、各市町村にも入れ込んでもらうと。半分になったら満タンにしましょうよという運動を積極的にやってほしいな。会合する時に、ちょこちょこ周知するようなのは消極的と私は思います。もっと積極的に各市町村を巻き込んでやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

金井危機管理部副部長

西沢委員長の御指摘はごもっともで、異論はございません。これから県の広報誌や市町村の広報誌に掲載するための協議を市町村と県の広報担当と行うなど、前向きに考えていきたいと思えます。

西沢委員長

いろんなこと言わなくていいですよ。言ったことだけ教えてください。時間がもったいない。先ほどもありました水道の施設、耐震化も必要です。でも、津波対策も必要です。私も全部は知りませんが、海部郡の水源地は全滅ですね。津波で全滅です。耐震化もかなり古いでしょうからどうなのか分かりません。それから水源地ですね。貯水池というのがありますけれども、これも耐震化はどうなのか。長いことたっていますよね。脚があって上に大きなタンクがあると、私の所には横に崖がある。貯水池そのものも耐震化に不安があります。国のほうは以前から大きな本管の耐震化は図っていくと。古いからね。県のほうでは、隣の町と結んでどっちかやられても、どっちかがいけるといふうなことやってましたけれども、海部郡は全滅しますから。どこと結んでも全滅しますから、隣の町というのはあまり意味が無いです。水源地がやられたら復旧はいつできると思いますか。南海トラフ三連動などでやられて広域災害の時に、復旧なんかしませんよ。なかなかどころか復旧なんかしませんよ。水が来ませんよ。そうすると洗いもできません。生活水もありません。ということは、南海トラフ三連動でやられた各沿岸部はほとんど廃墟きよになるんじゃないかな、水が無いだけで。私はそう思いますよ。100パーセント廃墟きよになりますよ。水源地が活着ているか、活着てないか、そしてタンクが活着ているか、活着てないか、それができた後、本管を耐震化につなげていったらいいと思います。先に水源地、その次に貯水タンクですよ。それから本管の耐震化でしょ。ちょっと順番が違う気がします。

各市町村は、水道事業でもうける事業でないから蓄えは無いです。蓄えが無い中でどうやって、やったらいいのか、全部市町村民の負担に跳ね返ってくるのでは困ります。そんなのできませんよね。PFIという話がありましたけど、PFIをやると、どんなものできるか分かりませんよ。そういう対策は今までもできていない。特に津波対策ができていない。耐震対策は分からないけれども、全滅して誰も居なくなりますよ、沿岸部は。そう思いませんか。水源地がやられたら、水源地というのはどこにでもありませんから、どこでも掘っても水は出るものではありませんから、量が出る所が少ない。1、2か所しかないというふうな感じですからね。水源地に向いて水が入ったら本当に大変です。津波のヘドロ水が入ったら、今、国又は県はどういうふうに対策を練っているのでしょうか。先ほど分厚い冊子を貰いました。さっきも読んでいました。耐震化について書いてありましたが、津波対策は書いてないですね。

山本安全衛生課長

津波対策等を含めました水源地の対策でございますけれども、県としましては、委員長御指摘のとおり、水源地の対策等が必要であるという認識はしております、平成24年度から国に対しまして助成制度の基準の緩和でありますとか、補助率の引上げ、それと対象について提言を行ってきたところでございます。この結果と考えているのですけれども、昨年12月に防災・減災、国土強靱化きょうじんのための3か年緊急対策におきまして、耐震化の推進、土砂災害、浸水被害対策というのが補助の対象になったというところがございます。ですが、まだまだ先のとおり3分の1補助ということ。これからも引き続き国に対しましては、委員長の御指摘のとおり状況があるということで、補助率の引上げ等を提言していきたいと考えておるところでございます。

西沢委員長

あんまり良しとしませんけれども、非常に対応が遅いですよね。津波対策というのは、去年の12月に国のほうが一応は確保したと。でも、この復興指針の中には津波対策は入っていませんよね。去年の12月ですから復興指針の対策として入っていてもおかしくないのでは。これでも良しとしませんよ。3分の1でしょ。今さっきも言いましたように、各市町村民に負担が掛からないように、ほとんどもうけ無しでやっていますよ。水道事業は、貯めてはございませぬよ。その中で3分の1しか負担しないとすると、他にも何かあるのかも分かりませぬけれど、今、津波が来たらさっき言いましたように、沿岸部は水がなかったら、ほとんど廃墟になりますよ。大きく津波でやられたら水はすぐ来ませんから、すぐに直るといふのと違います。電気等はやられるわ、井戸には津波で水が入るわで、残念ながら。その対策を県自身がきちんとやっていくべき、3分の1負担ではまだまだですよ。せつかく徳島県知事が全国知事会の会長になったのですから、そういうのを使って。今、津波が来たら廃墟になるという中では、緊急的に1番ぐらいの形でやってもらわなかったらいけないのではないですかね、廃墟になりますよ。

山本安全衛生課長

委員長御指摘のとおり、浄水場等貯水池を含めた津波の被害、浸水に対しましては、対策を進めなければいけないと考えているところであり、緊急的な高台への移転等には、非常に建設費等の資金が掛かるところでございませぬので、補助率の引上げについて国への提言を引き続き行っていきたいと考えております。さらに緊急時におきましては、給水車等の対策等を行っていくということを考えているところでございます。

西沢委員長

給水車は何台ありますか。給水をずっと続けてやりますか。無理ですよ。台数は限られているし、水源地ができるまでずっと続けてやらないといけないし。井戸は高台にはできませんよ。井戸水が出る場所は限られていますから。私は前に言いましたように、井戸の中に津波の水が入らないようにとか、操作盤とか、電気系統は上のほうに配置して遠隔操作をするとか。そんなのはできますよ。そうするとそんなに大きな金は必要ない。要するに水源地そのものを水がきても大丈夫なような密室の構造にしたら多くのお金がかかります。やり方が簡単で、お金が少なくてもできる方法、私は今までも言ってきました。今のやり方も大分前から言ってきました。本気になってやってもらわないと、廃墟になったら困りますよ。

海部郡沿岸部は全部入ります、海部郡だけではないですよ。三連動が来たらかなりの所が廃墟になって大変になりますよ。そういうことは、1番最初に即応体制でできる体制、補助率ももっと上げるという体制が必要なのではないかと思います。まず県が率先して国に対して直談判するぐらいの気持ちで、また全国知事会を利用してしっかりとやってもらうようお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

金井危機管理部副部長

水道事業はこれまで特別会計であり、国の支援が薄かったということがありますがけれど

も、今回の台風を踏まえて国も補助率を上げてきておりますので、引き続き、本県も水道事業に対する支援につきまして、粘り強く国に政策提言してまいりたいと思います。

西沢委員長

あのね、何か聞いていたらまだまだですね、言い方が。要するに津波が来たら廃墟^{きよ}になるという気持ちで全力でやらなければいけないと思います。高知県は、必要なことはロビー活動をやったとか、そんなことを言っていますよ。やる時には全力でやるみたいです。徳島県もそういう気持ちで本当にやらないといけない問題に対しては全力でやってほしいなというふうに思います。

西沢委員長

ほかに質疑は、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時03分)